

# 和寒町農業委員会だより

発刊第6号  
令和4年4月5日



### 令和3年度 農業委員会活動日誌

- 農業委員会総会 12回(月1回)
- 現地確認調査 6回
- 東地区農用地利用改善組合幹旋委員会出席 4回
- 三和西和地区農用地利用改善組合 選考委員会 (4月8日)
- 改善組合との意見交換会 3回
- 農地パトロール (7月20日)
- 農作物生育状況調査 (9月1日)
- 町長との意見交換会 (10月25日)
- 農業委員会意見書提出 (12月3日)
- 農地所有適格法人設立関係事前審査会 (2月16日)
- その他研修会等参加

### 和寒町農業委員会 委員一覧

会 長	青塚 貢 (字大成)	委 員	真鍋 隆裕 (字西和)
会長職務代理	高原 成徳 (字北原)	〃	田中 芳明 (字日ノ出)
委 員	前鼻いつみ (字菊野)	〃	村岡 敏一 (字三和)
〃	和久 舞香 (字北原)	〃	菊地 敏仁 (字北町)
〃	三田 精一 (字菊野)	〃	安孫子敏己 (字三笠)
〃	二口 哲也 (字川西)	〃	西川 直哉 (字中和)

(順不同)

---

編集・発刊 和寒町農業委員会  
〒098-0192 和寒町字西町120番地  
TEL 0165-32-2435  
FAX 0165-32-4238  
和寒町農業委員会ホームページはこちらから  
(URL <https://www.town.wassamu.hokkaido.jp/agricultural-committee/>)

## 農用地利用改善組合との意見交換会を開催

令和3年度は、4月12日、12月7日、3月7日に農用地利用改善組合と農業委員会との意見交換会を開催しました。開催内容は次のとおりですので、お知らせいたします。

【会議出席者】各地区農用地利用改善組合長など、農業委員長、農業委員会会長代理

【主な内容意見】

- 各改善組合の幹旋状況報告  
(令和3年度の幹旋経過や今後の予定について情報共有をしました。)
- 改善組合境界の農地幹旋について  
(改善組間を跨ぐ農地幹旋の方法について協議しました。)
- 幹旋の基準、優先順位などについて  
(各改善組合の中でどのように定めているのか、情報共有をしました。)



## 令和3年賃貸料・売買料・幹旋件数状況

令和3年の幹旋件数は和寒東地区で14件、和寒南地区で8件、三和西和地区で17件ありました。賃貸料、売買料については次のとおりです。

～ 賃 貸 料 ～

1. 田の部 (水張面積10a当たり)

地区名	最高額	最低額
和寒東地区	12,000円	5,600円
和寒南地区	12,000円	8,000円
三和西和地区	12,500円	7,500円
平均額	10,000円	

2. 畑の部

地区名	最高額	最低額
和寒東地区	3,000円	2,000円
和寒南地区	4,100円	3,000円
三和西和地区	2,500円	1,000円
平均額	2,400円	

～ 売 買 料 ～

1. 田の部 (水張面積10a当たり)

地区名	最高額	最低額
和寒東地区	220,000円	85,000円
和寒南地区	210,000円	150,000円
三和西和地区	150,000円	130,000円
平均額	175,300円	

2. 畑の部

地区名	最高額	最低額
和寒東地区	70,000円	50,000円
和寒南地区	40,000円	20,000円
三和西和地区	35,000円	8,800円
平均額	34,900円	

### ～幹旋委員会に出席～

農業委員会では、地区の農用地利用改善組合が開催する幹旋委員会に地区担当の農業委員がオブザーバーとして参加しています。

幹旋委員会では、農地の売り手(貸し手)と買い手(借り手)との交渉を担っており、個人間で解決しづらい複雑な交渉をスムーズに行うことができます。しかし、町が設定する経営指標面積や農用地利用集積などの優先順位のほか、売り手の希望など買い手の選定が複雑かつ困難な場合があります。そのため、双方にある程度の譲歩をお願いしながら選定します。

今後は、各地区の事情を尊重しつつ改善組合で統一的な幹旋基準を各改善組合と協議し策定して参ります。

(編集後記)

農業委員会だよりは、第6号となりました。昨年は、干ばつと新型コロナウイルス感染症が落ちつかない中、農業の大変な年でもありました。農業委員としての活動も、研修会などの中にもあり、情報の少ない中、農業委員として何が出来るか、どのよう改善していくのかを話し合い、活動している次第です。和寒町の農業、農地を守るべく農業委員一同邁進して参ります。皆様の疑問、ご意見、ご要望を寄せていただき、和寒町の農業の発展に繋げていけたらと思います。今年1年どのような年になるか、期待と不安はありますが、健康で農作業事故がないことをお祈りいたします。

編集委員  
高原成徳、村岡敏一  
田中芳明、安孫子敏己  
前鼻いつみ (順不同)

# 事業の見直し 新たな切り口で！

## 町長との意見交換会を開催

令和3年10月25日、奥山町長と農業委員との意見交換会を開催しました。

今回は、4月20日の開催に引き続き2回目で、奥山町長の他、町より産業振興課山口課長及び鷺見課長補佐の出席をいただき、本町における新規就農事業など、農業振興に係る課題等について意見交換が行われました。

意見交換会の議題とその主な内容は以下の通りです。(令和3年12月末現在)

### ◇農村生活体験事業について

#### ・現状の課題は

事業目的が経過とともに不明瞭となり、受入農家の減少もあり、新たな視点での見直しが必要となっている。

#### ・今後、求められる方策は

事業目的を担い手希望者の確保へとシフトするなど、新規就農に結び付くような事業となるよう抜本の見直しが必要であり、躊躇なく作業を進めるべく関係部署と合意形成を図り事業の再構築を行う必要がある。



### ◇新規就農について

#### ・現状の課題は

担い手希望者を受入れる入口はあるが、出口が不明瞭なため和寒町での就労に結びついていない。また、第三者継承制度や新規就農対策事業を推進するために必要な情報が少ないため、他の自治体に比べ魅力に欠ける。

#### ・今後、求められる方策は

多様な担い手の志向に即した対応が必要不可欠と考えるが、それぞれにあった支援体制が整っていない。事業を進める上で必要な農地利用意向調査やワンストップ窓口の設置など、総合的な新規就農対策が求められる。

### ◇農業活性化センターについて

#### ・現状の課題は

農業技能研究員の確保が年々難しくなっており、優れた施設・機能が生かし切れていない。

#### ・今後、求められる方策は

活性化センターの機能を最大限生かすため、多様な担い手希望者の研修の場と位置づけし、組織体制の強化を図るとともに、センターを拠点とした充実した就農支援制度が望まれる。

### ◇稲わら焼却について

#### ・現状の課題は

稲わらの処理に手が回らず止む無く焼却している事例が多いが、健康被害を訴える苦情が寄せられ、現に和寒町を離れた町民も現れており、早急の対応が求められている。

#### ・今後、求められる方策は

今、いわれている2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を念頭に、自然環境に優しい「クリーン農業」の推進を図るとともに、農業者と生活者双方の立場でこの問題を検証しつつ、実効性のある方策に早急に取組む必要がある。

農業委員会では、今回の意見交換会で議題とされた4項目のうち、委員会が所掌する事業については、交わされた意見や要望を踏まえつつ関係部署と調整のうえ、《新たな切り口》で制度設計を進め、一日も早く実施できるよう考えておりますので、今後とも皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

第6号発刊にあたりご挨拶を申し上げます。

平素から農業委員会の業務運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、引き続き新型コロナウイルス感染症が厳しさを増した年でもありました。

農産物状況は、昨年は積雪量が多かったものの、融雪は順調に推移しましたが、6月以降の異常気象により、干ばつに見舞われ、畑作物においては、平年作を大きく下回る結果となりました。水稲に関しては、作況指数108の大豊作となりましたが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響で消費低迷が続き、価格の値下がりが続いている状況です。また、昨年の11月に水田活用の直接支払交付金の見直しに伴い、土地評価額の下落や土地改良区の維持管理にも支障が出る懸念されております。さらに、15カ国が参加する地域的な包括的経済連携(RCEP)協定が1月1日に発効し、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品の重要5品目は、対象から除外となっていますが、中国からの加工野菜などの関税は段階的に撤廃されるため本町に与える影響も少なくありません。今後は本町の農業振興・発展のため農業委員会一丸となって各関係機関との連携を強化し働きかけて参ります。

最後に、家族皆様が健康で、豊穰の秋を迎えられますよう、心からお祈り申し上げご挨拶といたします。



和寒町農業委員会  
会長 青塚 貢

第六号発刊にあたり

## 健全な農地を守るため 農地パトロールの実施

農業委員会は「農地利用の最適化」を必須業務として取り組んでおり、「地域の農地利用確認」「遊休農地の実態把握と発生防止・解消」「農地の違反転用発生防止・早期発見」を目的に、毎年、町内全域の農地を対象に実施しております。

令和3年度は、7月20日に実施し荒廃農地調査5件、利用状況調査2件をパトロール調査いたしました。状況としては、平地部にはほとんど不耕作地が見受けられませんが、山間部においては、所有者の高齢化による労働の制限や農地までの移動の利便性が低いことや排水性が悪く、湿地化している農地等、遊休化され農地として管理されていない農地も見受けられたことから2件を非農地としました。

結果として、農業者減少の弊害は、土地条件が不利であり未整備の農地は作業性や生産性向上が見込まれないが故に敬遠され、集積に至っていないのが現状にあるようです。

農地を荒らしてしまうと、隣接する農地への病害虫の発生助長や有害鳥獣の住処になる等、農業地帯だけに留まらず悪影響が波及されてしまいます。

事情により耕作が困難になった場合には、近くの農業委員や農業委員会事務局までご相談いただきたいと思います。

また、今後におきましても適正な農地管理をお願いいたします。

